

トピックス講演「医療基本法とは何か」小林洋二氏（講演要旨）

（患者の権利法をつくる会事務局長・弁護士）

すべての医療制度の根幹に患者の権利を！

私たちの考えている「医療基本法」は患者の権利擁護を中心としたものです。

まず“患者の権利とは何か”についてです。基本的人権とは人間が人間であるだけの理由で認められる権利であり、病気や障害によって妨げられるものではありません。どのような治療を受けるかを患者自身が自己決定する権利は基本的人権ですが、この権利は実際にはなかなか保障されず、治療法は医者が決めるといって時代が長く続いてきました。これに対する疑問から「患者の自己決定権」という考え方が生まれてきました。そして、これを私は「患者の権利の自由権的側面」と言っています。その一方で、患者が医療を受けることは必要不可欠であり、そのために「最善の医療を受ける権利」を保障する必要があります。そして、これを私は「患者の権利の社会権的側面」と言っています。



以前から患者の自己決定権（自由権的側面）の侵害は行われてきましたが、1960年代に臓器移植が行われるようになると、命に直結する選択は医師から情報を得たうえで患者自身にしか決定できないと考えられるようになり、1980年代からは日本でもインフォームド・コンセントの概念が普及してきました。

一方で、患者が最善の医療を受ける権利（社会権的側面）に関しては、1980年代に“医療費亡国論”が発表され、医療に公的な資源を投入することは控えて市場経済に任せるという方針が打ち出されました。その結果、診療報酬の引き下げ・患者自己負担の引き上げ・医師養成数の抑制が起こり、日本の医師数や医療費は国際的に低い水準にとどまっています。自己負担の増額によって受診が抑制され、赤字や医療スタッフの不足によって閉院となるなど、最善の医療を受ける権利は後退しています。

一方で、患者が最善の医療を受ける権利（社会権的側面）に関しては、1980年代に“医療費亡国論”が発表され、医療に公的な資源を投入することは控えて市場経済に任せるという方針が打ち出されました。その結果、診療報酬の引き下げ・患者自己負担の引き上げ・医師養成数の抑制が起こり、日本の医師数や医療費は国際的に低い水準にとどまっています。自己負担の増額によって受診が抑制され、赤字や医療スタッフの不足によって閉院となるなど、最善の医療を受ける権利は後退しています。

確かに患者の自己決定権は尊重されるようになってきましたが、しかし医療を受けることができてもその自己決定権であり、受診できなければ選ぶべき治療法の選択肢はありません。つまり患者の権利が全体として空洞化しつつあります。

歴史的には患者の権利の自由権的側面と社会権的側面は異なる流れの中で主張されて来ましたが、これらは別々のものではありません。本来、患者の権利はひとつの基本的人権であって、そこに2つの側面があるということです。よって2つの側面がそろわなければ意味がありません。そして、この患者の権利の上に医療制度を組み立てて欲しいと思います。

このような議論の中から「医療基本法による患者の権利法制化」という考え方が出てきました。そのきっかけになったのは、2004年7月にハンセン病問題に関する検証会議が、医療政策による人権侵害再発防止策の柱として、患者・被験者の権利の法制化が必要であると提言を出したことです。その後、患者側だけでなく医療提供者側からも「医療基本法」の制定を求める声が出てきており、さらに本年6月に内閣府の安心社会実現会議が患者の自己決定権・最善の医療を受ける権利を規定する基本法の制定を2年を目途に推進すべきであると報告しました。このように「医療基本法」を求める声はかなり大きくなりつつあります。

それでは「医療基本法」とは、どのような法律であるのかを説明します。まず「基本法」とは国の制度・政策・対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を示した法律であり、その大半は平成になってから制定されています。それは現代社会が複雑化・高度化するなかで、一定の行政分野における政策の基本方向を定め、関係政策の体系化を図ることが重視されるようになったため、憲法と法律の間に基本法を入れることにより整理しようと考えたのです。

医療分野の場合、憲法13条と25条の下に、患者の権利擁護を基本理念とした「医療基本法」を置き、それを実現するための法律として医療法や健康保険法などの法律を位置付けるということです。難病を含む疾病対策も患者の権利擁護という観点から位置付けます。

患者の権利を法律で明らかにすることにより、国や自治体

の医療における責務を明確化し、それによって医療への信頼を回復させることで、誰もが安心して必要な医療を受けられる社会を実現させることが、「医療崩壊」の本当の克服ではないかと考えています。

### 医療基本法による医療制度の再構築



(文責 「JPAの仲間」編集委員)